

製品含有化学物質の調達制限に関する基準 (お取引先様向け)

第 7 版

対象納入先

- ・株式会社メイコー 電子機器事業
- ・メイコーエレクトロニクス株式会社
- ・メイコーエレクトロニクスファクトリー株式会社
- ・Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. EMS 工場
- ・MEIKO ELECTRONICS HAI DUONG VIETNAM CO.,LTD.

目 次

1. 目的	2
2. 適用の範囲	2
3. 適用時期	2
4. 含有禁止物質	3
5. 条件付含有禁止物質	5
6. 含有管理物質	6
6. 1 含有の有・無情報の提供	6
6. 2 含有の有・無情報を報告する様式	7
6. 3 含有の有・無情報を報告する対象品	7
7. 含有濃度の算出	7
7. 1 RoHS 指令の条件付含有禁止物質	7
7. 2 含有禁止物質および RoHS 指令以外の条件付含有禁止物質	7
7. 3 含有管理物質	7
8. 保証書の提出要求	7
9. 分析測定	8
9. 1 含有禁止物質および条件付含有禁止物質	8
9. 2 含有管理物質	8
10. 適用除外	8
11. 改訂	9
【 改版履歴 】	9
【付録 1】 条件付含有禁止物質	10

1. 目的

メイコーでは、安全で地球環境に環境負荷を与えない製品の提供かつ環境法令を遵守していく方針です。従いまして、本基準では当社当事業の電気・電子製品およびシステムを構成するために調達する部材・部品などの製品に対してサプライヤー様にご協力いただく当社当事業の要求事項を取りまとめております。

2. 適用の範囲

当社当事業の製品（電気・電子機器およびシステム）を構成する全ての調達品、および当社当事業の製品と共に出荷される物品（包装材など）を原則として対象とします。

<対象納入先>

- ・株式会社メイコー 電子機器事業
- ・メイコーエレクトロニクス株式会社
- ・メイコーエレクトロニクス株式会社
- ・Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. EMS工場
- ・MEIKO ELECTRONICS HAI DUONG VIETNAM CO., LTD.

3. 適用時期

法令施行日が新たに設定される場合、または見直される場合、当社当事業の納入品に適用する時期は法令施行日より原則6か月前とします。

4. 含有禁止物質

含有禁止物質とは、意図的および不純物を含む非意図的な製品への含有を認めない化学物質です。表 1 に、当社当事業 が定める含有禁止物質を示します。

当社当事業は、当社当事業が調達する製品に含有禁止物質を含むことを原則として容認しません。また、当社当事業に製品を販売する者は、当社当事業に販売する製品に、表 1 の含有禁止物質を原則として含むことを禁止します。これらは製品の品質に関わる事項であり、当社当事業の同意なく、表 1 に示す含有禁止物質を含む場合は、品質不適合と位置付け販売者が契約に基づいた契約不適合責任を負います。

(注意 1) 条約・法令・規制・業界基準等の新規施行または改訂などがあった場合は、一時的にそれらの要件と本基準に不整合が生じる場合があります。そのような場合は新しい要件を順守してください。

(注意 2) 製品の納入先国・地域に特有の含有化学物質規制などが存在する場合は、併せて当該規制にも順守してください。

表 1 含有禁止物質

No.	物質／物質群名	主な関係法令
1	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
2	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子 2 個以上)	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
3	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	EU REACH規則 (Annex XVII) 化審法 (第一種特定化学物質)
4	短鎖型塩化パラフィン (C10~C13)	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
5	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書対象物質: クラス I)	オゾン層保護法 モントリオール議定書
6	アスベスト類	EU REACH規則 (Annex XVII) 安衛法 (製造・使用の禁止)
7	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	EU REACH規則 (Annex XVII)
8	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	EU REACH規則 (Annex XVII)
9	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
10	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 (第一種特定化学物質)
11	ヘキサブロモシクロデカン	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
12	ペルフルオロオktan酸 (PF0A) とその塩および PF0A 関連物質	EU POPs 規則 (EU) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
13	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	米国 TSCA

14	PBDE類[参考対象物質] decaBDE (CAS No. 1163-19-5) teraBDE (代表CAS No. 40088-47-9) pentaBDE (代表CAS No. 32534-81-9) hexaBDE (代表CAS No. 36483-60-0) heptaBDE (代表CAS No. 68928-80-3)	EU POPs 規則 (E U) 2019/1021 RoHS指令2011/65/EU 米国 TSCA 化審法 (第一種特定化学物質)
15	UV-328	化審法 (第一種特定化学物質)
16	デクロランプラス	化審法 (第一種特定化学物質)
17	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS関連化合物	EU POPs 規則 (E U) 2019/1021
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	アゾ基の還元切断により、付録1表記載の芳香族アミンの1つが生成される、特定アゾ染料・顔料で、人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性が有る織物および皮革製品 (EU REACH規則 Annex XVII に準ずる)
19	長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連化合物 (C9~C21 LC-PFCAs) [参考対象物質] PFNA (CAS No. 375-95-1) PFDA (CAS No. 335-76-2) PFUnDA (CAS No. 2058-94-8) PFDoDA (CAS No. 307-55-1) PFTTrDA (CAS No. 72629-94-8) PFTeDA (CAS No. 376-06-7) PFPeDA (CAS No. 141074-63-7) PFHxDA (CAS No. 67905-19-5) PFHpDA (CAS No. 57475-95-3) PFODA (CAS No. 16517-11-6) PFNDA (CAS No. 133921-38-7) PFECA (CAS No. 68310-12-3) PFHenA (CAS No. 2920913-30-8)	EU POPs 規則 (E U) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)
20	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) [代表CAS番号] 85535-85-9、198840-65-2、1372804-76-6	EU POPs 規則 (E U) 2019/1021 化審法 (第一種特定化学物質)

5. 条件付含有禁止物質

条件付含有禁止物質とは、法規制等が定める閾値を超える製品への含有を認めない化学物質です。表2に、当社当事業が定める条件付含有禁止物質を示します。【付録1】は、条件付含有禁止物質の事例（参照物質）です。条件付含有禁止物質は不純物であっても、表2に掲げる閾値を超える含有があってはなりません。特に指定なき場合には、表2に記載した値を閾値としますが、調達する製品の図面や仕様書等に個別の指定がなされている場合には図面や仕様書で指定された値を閾値とします。なお、含有量および濃度の確認および保証は、販売者の責任とします。閾値を越えての含有が確認された場合は、品質不適合に位置付け、販売者が契約に基づいた契約不適合責任を負います。

（注意1） 条約・法令・規制・業界基準等の新規施行または改訂などがあった場合は、一時的にそれらの要件と本基準に不整合が生じる場合があります。そのような場合は新しい要件を順守してください。

（注意2） 製品の納入先国・地域に特有の含有化学物質規制などが存在する場合は、併せて当該規制にも順守してください。

表2 条件付含有禁止物質の制限内容

No.	化学物質群名	主な関係法令および用途・対象部位	
1	カドミウム／カドミウム化合物	a 全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
		b 電池（EU電池規則(EU)2023/1542に準ずる）	※2
		c 包装材（EU包装材規則(EU)2025/40に準ずる）	※3
2	鉛／鉛化合物	a 全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
		b 電池（EU電池規則(EU)2023/1542に準ずる）	※2
		c 包装材（EU包装材規則(EU)2025/40に準ずる）	※3
3	水銀／水銀化合物	a 全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
		b 電池（EU電池規則(EU)2023/1542に準ずる）	※2
		c 包装材（EU包装材規則(EU)2025/40に準ずる）	※3
		d 水銀に関する水俣条約	※7
4	六価クロム化合物 （金属クロム及び合金を除く）	a 全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
		b 包装材（EU包装材規則(EU)2025/40に準ずる）	※3
5	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
6	フタル酸ビス2-エチルヘキシル（DEHP）	全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
7	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
8	フタル酸ジブチル（DBP）	全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
9	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	全ての用途（RoHS指令2011/65/EUに準ずる）	※1
10	ニッケル	人体に持続的に接触する部位 （EU REACH規則Annex XVIIに準ずる）	※5
11	ジブチルスズ化合物（DBT）	全ての用途（EU REACH規則Annex XVIIに準ずる）	※4
12	ジオクチルスズ化合物（DOT）	全ての用途（EU REACH規則Annex XVIIに準ずる）	※4
13	3置換有機スズ化合物	全ての用途（EU REACH規則Annex XVIIに準ずる）	※4
14	フタル酸エステル類グループ1 フタル酸ビス2-エチルヘキシル（DEHP） フタル酸ブチルベンジル（BBP） フタル酸ジブチル（DBP） フタル酸ジイソブチル（DIBP）	全ての用途（EU REACH規則Annex XVIIに準ずる）	※6
15	ペンタクロロフェノール（PCP）とその塩 およびエステル	全ての用途 （EU POPs 規則Annex Iに準ずる）	※8

16	フタル酸エステル類 グループ2 (DINP、DIDP、DNOP)	子供の口に入る玩具、または育児製品 (EU REACH規則Annex XVII に準ずる)	※9
17	ホルムアルデヒド	衣類又は関連するアクセサリ又は衣服以外の繊維であって、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの又は履物 (EU REACH規則Annex XVII に準ずる)	※10
18	多環芳香族炭化水素 PAHs) (a) ベンゾ [a] ピレン (BaP) (b) ベンゾ [e] ピレン (BeP) (c) ベンゾ [a] アントラセン (BaA) (d) クリセン (CHR) (e) ベンゾ [b] フルオランテン (BbFA) (f) ベンゾ [j] フルオランテン (BjFA) (g) ベンゾ [k] フルオランテン (BkFA) (h) ジベンゾ [a,h] アントラセン (DBA hA)	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 (EU REACH規則Annex XVIIに準ずる)	※11

※1 : カドミウムの閾値は100ppm (0.01wt%)、鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP の各閾値は1,000ppm (0.1wt%)。

: 表2に示されていない用途または部位は欧州 RoHS 指令の付属書 (ANNEX)に準ずる。

: 個々の物質が閾値を超過含有する場合に適用される除外要件は、欧州 RoHS 指令の付属書ⅢおよびⅣを参照のこと。

: 適用除外の失効が予定される製品の納入期限は、失効年月日の6ヵ月前とする。

: 納入できなくなる製品については、納入先部門と協議し、代替品を納入するなど余裕をもって対処すること。

※2 : カドミウムの閾値は20ppm (0.002wt%)、水銀の閾値は5ppm (0.0005wt%)、鉛の閾値は100ppm (0.01wt%)。

濃度計算の分母は電池総重量。

※3 : 閾値は、カドミウム・鉛・水銀・六価クロムの4重金属総量で100ppm (0.01wt%)。

※4 : 閾値は、成形品の重量に対するスズ元素の濃度で1,000ppm (0.1wt%)。

※5 : 意図的添加の禁止。

※6 : 閾値は、当該4物質の単一または混合物としての合計濃度で1,000ppm (0.1wt%)。

※7 : 特定水銀使用製品の製造禁止。

※8 : 閾値は、PCP (その塩とエステルを含む) の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005重量%。

※9 : 閾値は、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の1,000ppm (0.1重量%)。

※10 : 閾値は、0.080 mg/m³。

※11 : 閾値は、各PAHで1ppm (0.0001wt%)。

6. 含有管理物質

含有管理物質とは、欧州のREACH 規則が定める認可対象候補物質 (SVHC) を指します。当社当事業 は、国際規格IEC62474 が定める報告物質 (DSL) に記載されたSVHC を管理の対象とします。

6. 1 含有の有・無情報の提供

SVHCは、含有の有・無を把握し以下の通りご対応ください。

- (1) 成形品に0.1wt%を超える含有がある場合は、必ず含有濃度および含有量を報告してください。
- (2) 0.1wt%以下の含有がある場合は、知り得た範囲の情報を報告してください。
- (3) SVHCが追加された場合は、速やかにその含有の有・無を把握し、上記の(1)または(2)で対応してください。

6. 2 含有の有・無情報を報告する様式

製品が物質および調剤の場合 : 原則、chemSHERPA-CI

製品が成形品の場合 : 原則、chemSHARPA-AI

※「遵法判断情報」のご報告は必須とさせていただきます。

なお、別途弊社から別途報告様式を指定する場合は、その指示に従いご報告をお願いいたします。

6. 3 含有の有・無情報を報告する対象品

当社当事業から調査要求のあった製品。

7. 含有濃度の算出

7. 1 RoHS 指令の条件付含有禁止物質

RoHS 指令に関わる条件付含有禁止物質の濃度は、製品の部位ごとに管理します。部位とは、それ以上分割して考えることが出来ない性状均質（Homogeneous）部分を指します。部位ごとの含有濃度は、閾値以下でなければなりません。

含有濃度は、条件付含有禁止物質を含む部位（Homogeneous）の質量を分母、部位に含まれる条件付含有禁止物質の質量を分子として算出します。但し、条件付含有禁止物質が金属化合物の場合は、金属成分のみの質量を分子とします。

7. 2 含有禁止物質および RoHS 指令以外の条件付含有禁止物質

表 1 に掲げる含有禁止物質および表 2 に掲げる RoHS 指令以外の条件付含有禁止物質については、個々の物質を規制する法律が定める要件に従い、含有濃度を算出してください。

7. 3 含有管理物質

欧州 REACH 規則が定める SVHC の含有濃度は、製品を構成する部位（Homogeneous）ではなく、製品を構成するアーティクル（成形品）の単位で管理します。成形品中の含有濃度が 0.1wt%を超える場合は、情報提供の責務が発生します。含有濃度は、製品を構成する SVHC を含むアーティクルの最小単位の質量を分母、そのアーティクルに含まれる SVHC の質量を分子とし算出します。異なるアーティクルが SVHC を含有する場合は、そのすべての含有濃度を管理してください。

なお、製品が包装材（箱や緩衝材など）を伴う場合は、それらを個々のアーティクルと捉え、その単位で SVHC の含有濃度を管理してください。

8. 保証書の提出要求

「含有禁止物質」および「条件付含有禁止物質」が、閾値を越える含有がないことを証明するための確証として、当社当事業は販売者に対して保証書の提出を求めています。提出された保証書は、販売者を代表する方の承認が得られているものとします。なお、保証書の提出がない場合でも、契約不適合責任を免ずるものではありません。

なお、含有管理物質に対しては、当社当事業は販売者に閾値を越える含有がないことを証明するための確証として、保証書の提出を求めません。

9. 分析測定

9. 1 含有禁止物質および条件付含有禁止物質

当社当事業は、調達した物品の受入検査を行ない、規制対象となる物質および物質群の分析測定をすることがあります。また、当社当事業が販売者に対し、分析測定を要求することもあります。これらの分析結果（出荷先での分析結果も含む）により含有濃度が閾値を超えることが判明した場合は、当社当事業は販売者に対して、契約不適合責任の追及を含めた原因究明を求めます。

9. 2 含有管理物質

当社当事業は、販売者に対して「含有管理物質」の分析測定を原則、求めません。

10. 適用除外

当社当事業が書面等により適用除外に同意した場合、および調達する製品の図面や仕様書等に適用除外であることが明記してある場合に限り、本基準書の適用除外とします。

11. 改訂

本基準書の変更は、当社当事業調達部門から提示いたします。なお、当基準書は、予告無く変更される場合がありますので、発注元にご確認ください。

以上

「改定履歴」

付表 1/1

版数	制定月日	事由	承認	査閲	作成
01	2023/11/20	新規制定	稲葉	星野	工藤
02	2024/04/01	社名変更	稲葉	星野	工藤
03	2024/09/05	採番体系を変更 表 2 に下記物質を追加 ・ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩およびエステル ・フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP、DINP、DNOP) ・ホルムアルデヒド ・多環芳香族炭化水素 (PAHs)	稲葉	星野	工藤
04	2025/02/05	・表 1 に UV-328 を追加 ・表 1 にデクロランプラスを追加	稲葉	星野	工藤
05	2025/05/20	・表 1 にペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連化合物を追加 ・一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料を含有禁止物質へ変更し、表 2 から表 1 へ移動	稲葉	星野	工藤
06	2026/05/20	・適用範囲を、電子機器事業の全傘下へ拡大 ・表 1 の「デカプロモジフェニルエーテル (DecaBDE)」を「PBDE 類」に変更。その「主な関係法令」に「EU POPs 規則 (EU) 2019/1021」と「RoHS 指令 2011/65/EU」を追加 ・表 2 の「ポリ臭化ジフェニル・エーテル類 (PBDE 類)」を削除 ・付録 1 の「表 ポリ臭化ジフェニル・エーテル類 (PBDE 類) の例示」を削除	稲葉	星野	工藤
07	2026/09/25	・表 1 の No. 1, 2, 4, 9, 11 の「主な関係法令」の「(EC) 850/2004」を「(EU) 2019/1021」に変更 ・表 1 の No. 19 に「長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連化合物」を追加 ・表 1 の No. 20 に「中鎖塩素化パラフィン」を追加 ・表 2 の No. 1 から No. 4 の「主な関係法令および用途・対象部位」の「EU 包装材指令 94/62/EC」を「EU 包装材規則 (EU) 2025/40」に変更 ・表 2 の「パーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA s) 及びその塩」を削除 ・表 2 の「C9-C14 PFCA 関連物質」を削除 ・付録 1 の「表 C9-C14 PFCA s 及びその塩の例示」及び「表 PFCA 関連物質の例示」を削除	稲葉	星野	工藤

【付録 1】条件付含有禁止物質

以下の参照物質は、国際規格 IEC62474 のDSL からの引用です。

法改正などによる変更があるので、最新の情報は国際規格 IEC62474 のホームページのReference substances List (RSL) をご確認ください。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Index?open&q=042318>

表 カドミウム／カドミウム化合物の例示

名 称	C A S 番号
カドミウム Cadmium	7440-43-9
酸化カドミウム Cadmium oxide	1306-19-0
硫化カドミウム Cadmium sulfide	1306-23-6

表 鉛／鉛化合物の例示

名 称	C A S 番号
鉛 Lead	7439-92-1
硫酸鉛(Ⅱ) Lead (II) sulfate	7446-14-2
炭酸鉛 Lead (II) carbonate	598-63-0
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛) Lead hydrocarbonate	1319-46-6
酢酸鉛(Ⅱ)。三水和物 Lead (II) acetate, trihydrate	6080-56-4
リン酸鉛 Lead phosphate	7446-27-7
セレン化鉛 Lead selenide	12069-00-0
酸化鉛(Ⅳ) Lead (IV) oxide	1309-60-0
酸化鉛(Ⅱ, Ⅳ) Lead (II, IV) oxide	1314-41-6
硫化鉛(Ⅱ) Lead (II) sulfide	1314-87-0
リン酸鉛(Ⅱ) Lead (II) phosphate	7446-27-7
チタン酸鉛(Ⅱ) Lead (II) titanate	12060-00-3
三塩基性硫酸鉛 Lead sulphate, tribasic	12202-17-4
ステアリン酸鉛 Lead stearate	1072-35-1
クロム酸鉛(Ⅱ) Lead (II) chromate	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C. I. ピグメントレッド104) Lead chromate molybdate sulphate red	12656-85-8
C. I. ピグメントイエロー 34 Lead sulfochromate yellow	1344-37-2

表 水銀／水銀化合物の例示

名 称	C A S 番号
水銀 Mercury	7439-97-6
塩化第2水銀 Mercuric chloride	33631-63-9
硫化水銀 Mercuric sulfate	7783-35-9
硝酸第2 水銀 Mercuric nitrate	10045-94-0
酸化水銀(Ⅱ) Mercuric (II) oxide	21908-53-2
硫化第2水銀 Mercuric sulfide	1344-48-5

表 六価クロム化合物の例示

名 称	C A S 番号
クロム酸バリウム Barium chromate	10294-40-3
クロム酸カルシウム Calcium chromate	13765-19-0
クロム酸ストロンチウム Strontium chromate	7789-06-2
クロム酸亜鉛 Zinc chromate	13530-65-9

表 ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）の例示

名 称	C A S 番号
ポリ臭化ビフェニル類 Polybrominated Biphenyls	59536-65-1
ジブロモビフェニル Dibromobiphenyl	92-86-4
2-ブロモビフェニル 2-Bromobiphenyl	2052-07-5
3-ブロモビフェニル 3-Bromobiphenyl	2113-57-7
4-ブロモビフェニル 4-Bromobiphenyl	92-66-0
トリブロモビフェニル Tribromobiphenyl	59080-34-1
テトラブロモビフェニル Tetrabromobiphenyl	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル Pentabromobiphenyl	563-7-79-0
ヘキサブロモビフェニル Hexabromobiphenyl	59080-40-9
ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル hexabromo-1,1'-biphenyl	36355-01-8
ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1) Firemaster FF-1	67774-32-7

オクタブロモビフェニル Octabromobiphenyl	61288-13-9
ノナブロモ-1,1'-ビフェニル Nonabiphenyl	27753-52-2
デカブロモビフェニル Decabromobiphenyl	13654-09-6

表 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料の例示

名 称	C A S 番号
4-アミノビフェニル (別名：ビフェニル-4-イルアミン) Biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン (別名：4-クロロ-o-トルイジン) 4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン 2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン 5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン (別名：4-クロロアニリン) 4-chloroaniline	106-47-8
2, 4-ジアミノアニソール (別名：4-メトキシ-m-フェニレンジアミン) 4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4, 4'-メチレンジアニリン 4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3, 3'-ジクロロベンジジン 3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3, 3'-ジメチルベンジジン 3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン 4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン 6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4, 4'-メチレンビス (2-クロロアニリン) 4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4, 4'-オキシジアニリン 4,4'-oxydianiline	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド (別名：4, 4'-チオジアニリン) 4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン 4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2, 4, 5-トリメチルアニリン 2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン 4-amino azobenzene	60-09-3

表 3 置換有機スズ化合物の例示

名 称	C A S 番号
トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート Triphenyltin-N, N-dimethyldithiocarbamate	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド Triphenyltinfluoride	379-52-2
酢酸トリフェニルスズ Triphenyltinacetate	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド Triphenyltinchloride	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド Triphenyltinhydroxide	76-87-9
トリフェニル〔(2, 2, 4, 4-テトラメチル-1-オキソペンチル) オキシ〕スタンナン Triphenyltin fattyacid((9-11)salt)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
トリフェニルスズ=クロロアセタート Triphenyltinchloroacetate	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート Tributyltinmethacrylate	2155-70-6
(フマロイルジオキシ) ビス〔トリブチルスズ〕: ビス(トリブチルスズ)=フマラート; トリブチルスズフマレート Bis(tributyltin) fumarate	6454-35-9
トリブチルスズフルオリド; トリブチルフルオロスタンナン Tributyltinfluoride	1983-10-4
(2R, 3S)-rel-〔(2, 3-ジブロモ-1, 4-ジオキソ-1, 4-ブタンジイル) ビス(オキシ)〕ビス〔トリブチルスズ〕 Bis(tributyltin) 2,3-dibromosuccinate	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート Tributyltinacetate	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート Tributyltinlaurate	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート Bis(tributyltin) phthalate	4782-29-0
トリブチルスズ=スルファマート Tributyltinsulfamate	6517-25-5
(マレオイルジオキシ) ビス〔トリブチルスタンナン〕; (マレオイルジオキシ) ビス〔トリブチルスズ〕 Bis(tributyltin) maleate	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド; トリブチルクロロスタンナン Tributyltinchloride	1461-22-9 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ=ナフテナート) Tributyltin cyclopentane carbonate=mixture	85409-17-2
トリブタン-1-イルスタンニル=(1R, 4aR, 4bR, 10aR)-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロフェナントレン-1-カルボキシラート; トリブチルスズ ロジネート Tributyltin-1, 2,3,4,4a, 4b, 5,6,10,10a-decahydro-7-isopropyl-1, 4a-dimethyl-1-	26239-64-5
その他の3置換有機スズ化合物 Other tri-substituted organostannic compounds	—

表 ジブチルスズ化合物（D B T）の例示

名 称	C A S 番号
ジブチルスズオキシド Dibutyltin oxide	818-08-6
ジブチルスズジアセタート Dibutyltin diacetate	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート Dibutyltin dilaurate	77-58-7
ジブチルスズマレエート Dibutyltin maleate	78-04-6
その他のジブチルスズ化合物 Other dibutyltin compounds	—

表 ジオクチルスズ化合物（D O T）の例示

名 称	C A S 番号
ジオクチルスズオキシド Diocetyl Tin Oxide	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート Diocetyl tin dilaurate	3648-18-8
その他のジオクチルスズ化合物 Other Diocetyl tin compounds	—

以上